相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知立市新林町北林一五番地、最後の住所愛知県知立市谷田町西一丁目一二番地

被相続人　亡　野村　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

愛知県知立市堀切三―一―二杉原ビル二Ａ

知立法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石原　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区唐橋西寺町六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内田　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小田　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区百舌鳥梅町一丁一〇番地四、最後の住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町四丁二二〇番地七　ｍｏｄｅｒｎｏ一〇一号

被相続人　亡　大川由貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町虫明六〇九三番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町虫明三九一一番地　被相続人　亡　横山千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

香川県丸亀市塩飽町七―一　県信ビル六階

相続財産管理人　弁護士　松浦　明治

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘一丁目二番地九

相続財産管理人　小松原　閑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市警固屋八丁目四三番地、最後の住所広島県安芸郡府中町みくまり三丁目一番一一号　被相続人　亡　松井　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

事務所広島市中区上八丁堀七番五号ピロティヒロシマ二〇二

相続財産管理人　弁護士　木村　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区白島北町二番地の三、最後の住所広島市安佐北区可部六丁目三二番三六―一〇号　被相続人　亡　嶋田　佳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市加世田内山田一〇七八〇番地、最後の住所香川県丸亀市西本町二丁目六番三二号（中川アパート一―五号）

被相続人　亡　田中　清野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

本籍福岡県宗像市田島一三六三番地、最後の住所北九州市八幡西区紅梅四丁目八番二四号

被相続人　亡　田中由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

事務所北九州市小倉北区金田二―八―三〇アースコート小倉金田二〇四号

相続財産管理人　弁護士　渡邊　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市南有馬町乙八三八番地、最後の住所長崎県南島原市南有馬町乙四二八番地一　被相続人　亡　小淵　國雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

長崎県島原市片町六一六番地一　一階

相続財産管理人　山下　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県熊毛郡屋久島町安房二六二七番地二、最後の住所鹿児島市明和一丁目三番一六号　被相続人　亡　鹿島　民生

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年８月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エイブル　②国土交通大臣(5)5338　③代表取締役　梁瀬泰孝　④東京都港区元赤坂１丁目５番５号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区恵比寿西１―９―７　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂１丁目５番５号　株式会社エイブル　代表取締役　梁瀬泰孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十二日

事務所鹿児島県鹿児島市金生町七番一〇号アリマビル五階　司法書士事務所タスク

相続財産管理人　中村　祐貴

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月二十二日

一、墳墓等所在地　山形県東置賜郡高畠町大字高畠三六六番地の一

一、墳墓等の名称　妙國寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき住所及び氏名　山形県東置賜郡高畠町大字高畠大町一　中村多一・中村さわの・中村太七

一、改葬を行おうとする者　山形県東置賜郡高畠町大字高畠九七五番地の一　妙國寺墓地管理者　原田　智光